

#### 第 9 4 号議案

足立区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

足立区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 4 0 年足立区条例第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

別表足立区中部福祉事務所の項中「足立一丁目」を「青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目」に改め、「栗原四丁目」の次に「、弘道一丁目、弘道二丁目」を、「中央本町五丁目」の次に「、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井一丁目、西新井二丁目、西新井三丁目、西新井四丁目、西新井五丁目、西新井六丁目、西新井七丁目」を、「西新井栄町三丁目」の次に「、西新井本町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町三丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五丁目、西加平一丁目、西加平二丁目」を、「東六月町」の次に「、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目」を、「平野三丁目」の次に「、保塚町」を、「六月三丁目」の次に「、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目」を加え、同表足立区東部福祉事務所の項中「青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、綾瀬一丁目」を「綾瀬一丁目」に改め、「、弘道一丁目、弘道二丁目」、「、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西加平一丁目、西加平二丁目」、「、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、保塚町」及び「、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目」を削り、同表足立区西部福祉事務所の項中「、西新井本町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町三丁目、西新井本町

四丁目、西新井本町五丁目、西新井一丁目、西新井二丁目、西新井三丁目、西新井四丁目、西新井五丁目、西新井六丁目、西新井七丁目」を削り、同表足立区北部福祉事務所の項中「、伊興町白幡、伊興町狭間」を削り、「東伊興町」を「東伊興四丁目」に改める。

付 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

（提案理由）

福祉事務所の所管区域を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。